

寝不足



新型コロナの自粛期間中、当事務所では弁護士と事務員が交代で勤務をしていました。

自宅待機日はほとんど仕事が手につかず、また生活リズムも不規則になりましたので、緊急事態宣言が解除されて通常勤務に戻してから2週間ほど経ちますが思うようにペースがつかめません。

特に夜更かしをする習慣がついてしまい困っています。日中は睡魔と戦い（または睡魔に負けてお昼寝し）、帰宅後も変な時間に短時間だけ寝落ちしてしまうことが多いので、悪循環に陥っています。

このままでは体調が崩れてしまいそうですので、本腰を入れて生活リズムの改善に取り組もうと思います。

期日の調整

緊急事態宣言が解除されたことで、いったん取り消しとなっていた裁判期日の調整がぼちぼち再開されだしました。

緊急性の高い案件以外は期日が取り消されていましたので、それらを一斉に調整しなければならぬ裁判所の苦労は想像に難くありません。

そして、書面作成等の時期も重なることになり、仕事が渋滞しますので、弁護士もとても大変なのです。

サブスクリプション

月々一定額を払って「音楽を聴き放題」とか、「動画を見放題」とかが流行っています。

月極の駐車場などをみればわかるように仕組み自体は昔からありましたが、取り扱うジャンルが多様化し、名称もおしゃれな横文字に変わりました。

調べてみるとラーメンのサブスク（1日1回ラーメン無料）なんかもありました。話題作りも兼ねているかもしれませんが、もう何でもありというかんじです。

ところで、弁護士が企業との間で顧問契約を結ぶことができますが、月々一定額で法的サービスを受けることができますので、これも一種のサブスクということになりそうです。

当事務所では、法的サービスのボリュームに応じて月額1万円、3万円、5万円を用意していますので、ご検討いただければ幸いです。ご希望があれば、顧問契約書をサブスクリプション契約書と書き換えることにも柔軟に対応いたします。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太郎

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太郎

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設